

## 第1回淀川水系猪名川圏域河川整備計画懇談会委員名簿

区分	氏名	専門分野等	所 属	備考
学識経験者	おおいし さとる 大石 哲	水工水理学	神戸大学 教授	
学識経験者	みつはし ひろむね 三橋 弘宗	環境・生物	兵庫県立大学 自然・環境科学研究所 講師 兵庫県立人と自然の博物館 主任研究員	
学識経験者	うしお たくみ 牛尾 巧	自然環境	特定非営利活動法人 野生生物を調査研究する会 副理事長 川西市教育委員会事務局 教育振興部長	欠席
学識経験者	まるはし やすお 丸橋 保雄	歴史・文化	川西市文化協会 会長	
地域住民	おもら まさひろ 尾持 昌広	水利関係	川西市生産組合長会 会長	
地域住民	ならはら ともこ 樋原 朋子	河川利用	流域ネット猪名川 元代表	
地域住民	たかおか のばる 高岡 登	漁業関係	猪名川水系漁業協同組合連合会代表理事会 会長	
地域住民	みずぐら みつあき 水口 充啓	水防関係	川西市消防団本部 消防団長	欠席
地域住民	まえおか たかあき 前岡 隆顕	水防関係	猪名川町消防団本部 副団長	
地域住民	よしだ ひろし 吉田 弘志	自治会関係	伊丹市自治連合会 会長	欠席
地域住民	なかはら みつお 中原 光男	自治会関係	宝塚市自治会連合会 理事	
地域住民	たかはた かつじ 高畠 勝治	自治会関係	川西市コミュニティ協議会連合会 会長	
地域住民	さかい まさお 坂井 征雄	自治会関係	猪名川町自治会長連絡協議会 会長	

(敬称略)

## 淀川水系猪名川圏域河川整備計画懇談会設置要綱（案）

## (設置)

第1条 河川法第16条の2第3項及び第4項に規定する趣旨に基づき、兵庫県阪神北県民局長（以下「県民局長」という。）が、「淀川水系猪名川圏域河川整備計画懇談会」（以下「懇談会」という。）を設置する。

## (目的)

第2条 懇談会は、淀川水系猪名川圏域河川整備計画を策定するにあたり、同河川整備計画原案について意見を述べることを目的とする。

## (検討事項)

第3条 懇談会は、兵庫県が管理する淀川水系猪名川圏域の河川とその流域に関して、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 総合的な治水に関すること。
- (2) 河川整備計画の目標に関すること。
- (3) 河川の整備の実施に関すること。

## (組織)

第4条 懇談会は別表に掲げる委員をもって構成する。

- 2 委員は、県民局長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、第1回懇談会の開催日から1年間とする。

## (委員の義務)

第5条 委員は、職務上の地位を政党又は政治的目的、営利目的若しくは宗教的目的のために利用してはならない。

- 2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。委員を退いた後も同様とする。

## (委員長)

第6条 懇談会には委員長を置き、委員長は委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員を代表し懇談会の会務を総括する。
- 3 委員長が不在の時は、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

## (会議運営)

第7条 懇談会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は懇談会の議長となり、会議を運営する。

- 3 懇談会は、委員総数の過半数の出席をもって成立する。
- 4 懇談会の意志決定は出席委員の過半数をもって行うが、少数意見がある場合にはこれを付するものとする。
- 5 委員長は必要があると認めたときは、懇談会に委員以外の人の同席を求め、意見を聴くことができる。
- 6 河川管理者及び行政関係者は、懇談会の審議に必要な資料提供や説明を行う。また、委員長の許可を得て自ら発言することができる。

(情報公開)

第8条 懇談会は原則公開とし、公開する情報及び情報公開方法は懇談会で定める。

2 県民局長は、前項で定められた内容に従って情報公開する。

(謝金)

第9条 委員が懇談会の職務に従事したときは、別に定めるところにより、謝金を支給する。

(旅費)

第10条 委員が懇談会の職務を行うために、会議に出席し、又は旅行したときは、別に定めるところにより、旅費を支給する。

(事務局)

第11条 懇談会の事務局は、兵庫県阪神北県民局宝塚土木事務所に置き、懇談会の運営に関する庶務を行う。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか懇談会の運営に関して必要な事項は、委員長が懇談会に諮って定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成23年 月 日から施行する。

(要綱の失効)

この要綱は、委員の任期とともにその効力を失う。

## 淀川水系猪名川圏域河川整備計画懇談会 委員名簿

区分	氏名	専門分野等	所 属
学識経験者	大石 哲	水工水理学	神戸大学 教授
学識経験者	三橋 弘宗	環境・生物	兵庫県立大学 自然・環境科学研究所 講師 兵庫県立人と自然の博物館 主任研究員
学識経験者	牛尾 功	自然環境	特定非営利活動法人 野生生物を調査研究する会 副理事長 川西市教育委員会事務局 教育振興部長
学識経験者	丸橋 保雄	歴史・文化	川西市文化協会 会長
地域住民	尾持 康広	水利関係	川西市生産組合長会 会長
地域住民	植原 朋子	河川利用	流域ネット猪名川 会員代表
地域住民	高岡 登	漁業関係	猪名川水系漁業協同組合連合会 代表理事会 会長
地域住民	水口 充啓	水防関係	川西市消防団本部 消防団長
地域住民	前岡 隆顕	水防関係	猪名川町消防団本部 副団長
地域住民	吉田 弘志	自治会関係	伊丹市自治連合会 会長
地域住民	中原 光男	自治会関係	宝塚市自治会連合会 理事
地域住民	高畑 勝治	自治会関係	川西市コミュニティ協議会連合会 会長
地域住民	坂井 征雄	自治会関係	猪名川町自治会長連絡協議会 会長

(敬称略)

## 淀川水系猪名川園域河川整備計画懇談会公開要領（案）

## (目的)

第1条 この要領は、淀川水系猪名川園域河川整備計画懇談会設置要綱第8条の規定に基づき、懇談会の情報公開に必要な事項を定めるものである。

## (懇談会の開催の周知)

第2条 懇談会の開催は、公開、非公開に関わらず、原則として懇談会開催日の1週間前までに、一定の方法により周知するものとする。周知後に公表内容に変更が生じた場合は、速やかに周知するものとする。

2 周知の内容は、懇談会の名称、日時、場所、傍聴手続き、その他必要な事項とする。

## (懇談会の公開)

第3条 懇談会は、原則として公開するものとする。ただし、懇談会が非公開と決定したときはこの限りではない。

## (議事録等の作成と公表)

第4条 懇談会開催毎に議事録を作成する。

2 議事録（発言者を特定しない）及び会議資料（以下「議事録等」という。）について、原則公開とするものとする。ただし、懇談会が非公開とする決定をしたものほどの限りではない。

## (公表方法)

第5条 懇談会の議事録等の公表方法は、以下のとおりとする。

- (1) 兵庫県阪神北県民局宝塚土木事務所において閲覧に供する。
- (2) 兵庫県阪神北県民局のホームページに掲載する。

## (傍聴)

第6条 懇談会の傍聴については、以下のとおりとする。

- (1) 傍聴の定員は、会場等の都合により、その都度定員を設定する。
- (2) 傍聴人の選定は、先着受付順とする。受付は、開始時間前に会場入口前で行うことを原則とする。
- (3) 傍聴人の発言は審議終了後に原則として認める。ただし、委員長が不許可とする判断をした場合はこの限りではない。
- (4) 懇談会の妨げになる物品を携帯している者、また、懇談会を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者は傍聴席に入ることができない。

(5) 傍聴者がみだりに傍聴席を離れたり、懇談会の秩序を乱すおそれのある行為を行った場合は委員長が退場を命じる。

#### 附 則

(施行期日)

この要領は平成 23 年 月 日から施行する。

(要領の失効)

この要領は、懇談会の解散とともにその効力を失う。

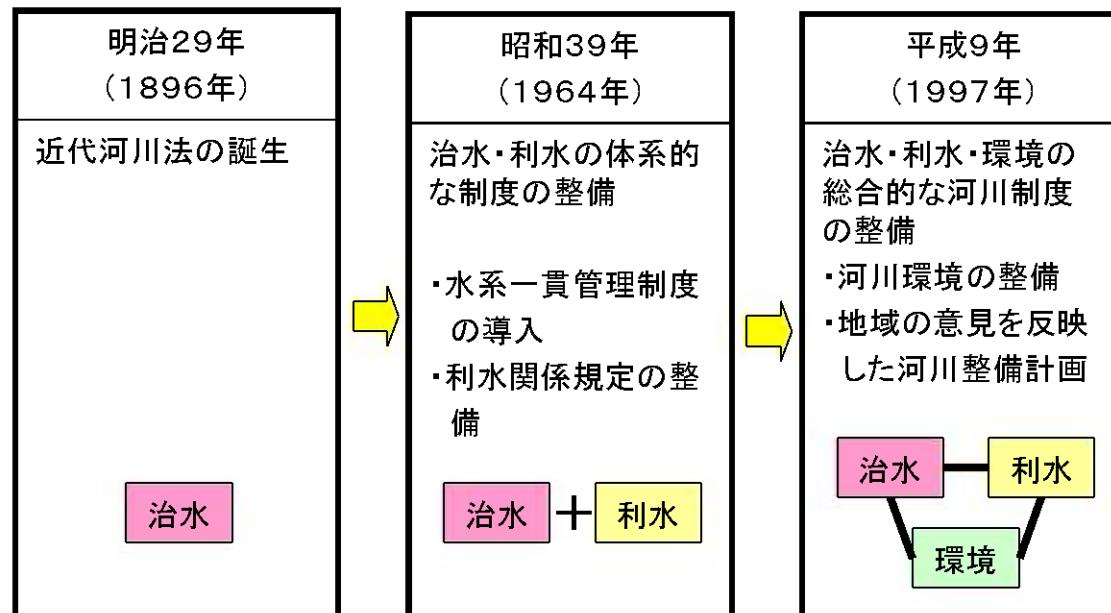
## 河川整備計画の策定とスケジュール

### 河川法の考え方の推移

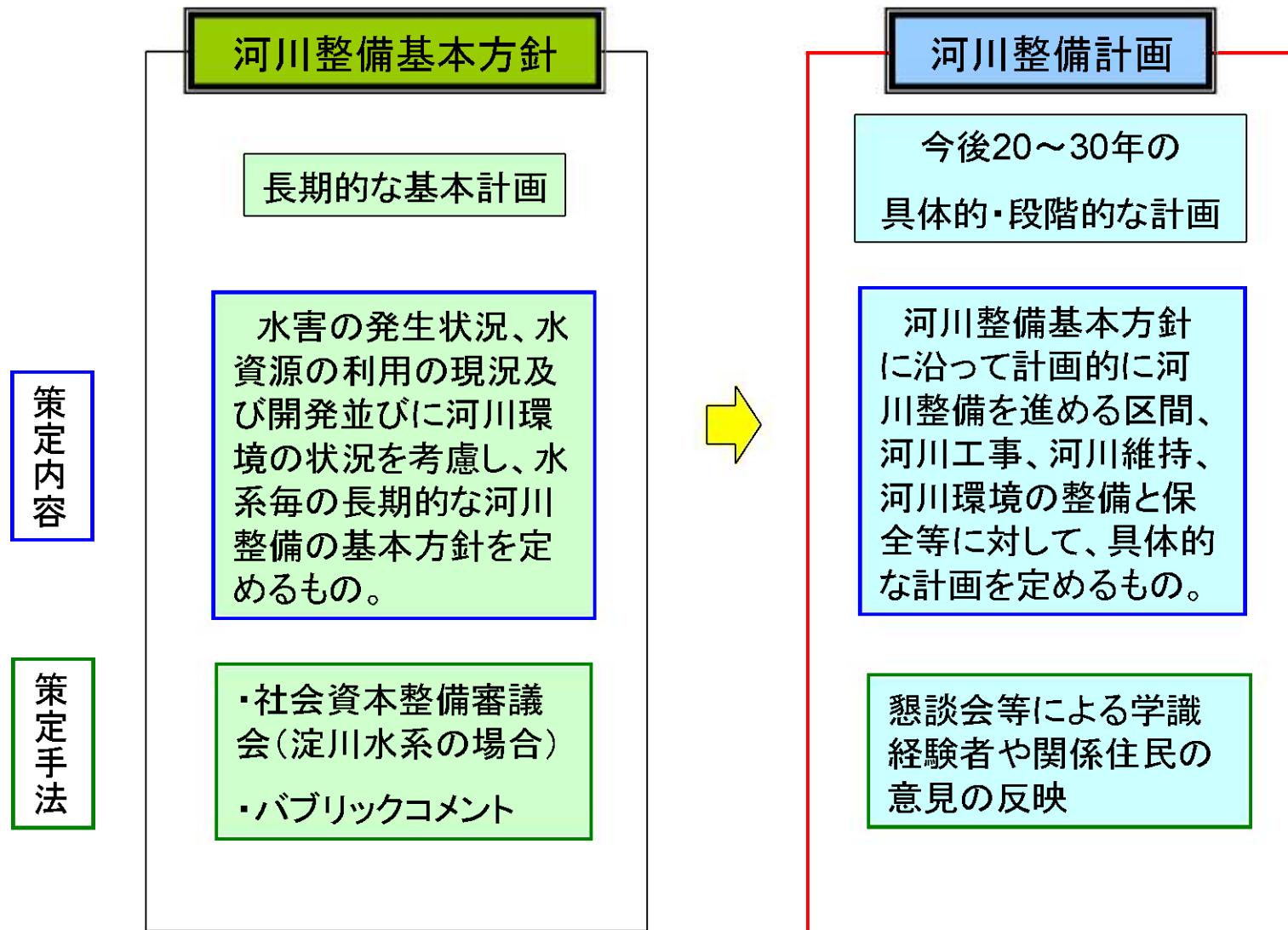
- 我が国の河川制度は明治29年に旧河川法が制定以来、改正を重ねて現在に至っています。
- 近年では、平成9年に河川法が改正されました。

(改正の主眼)

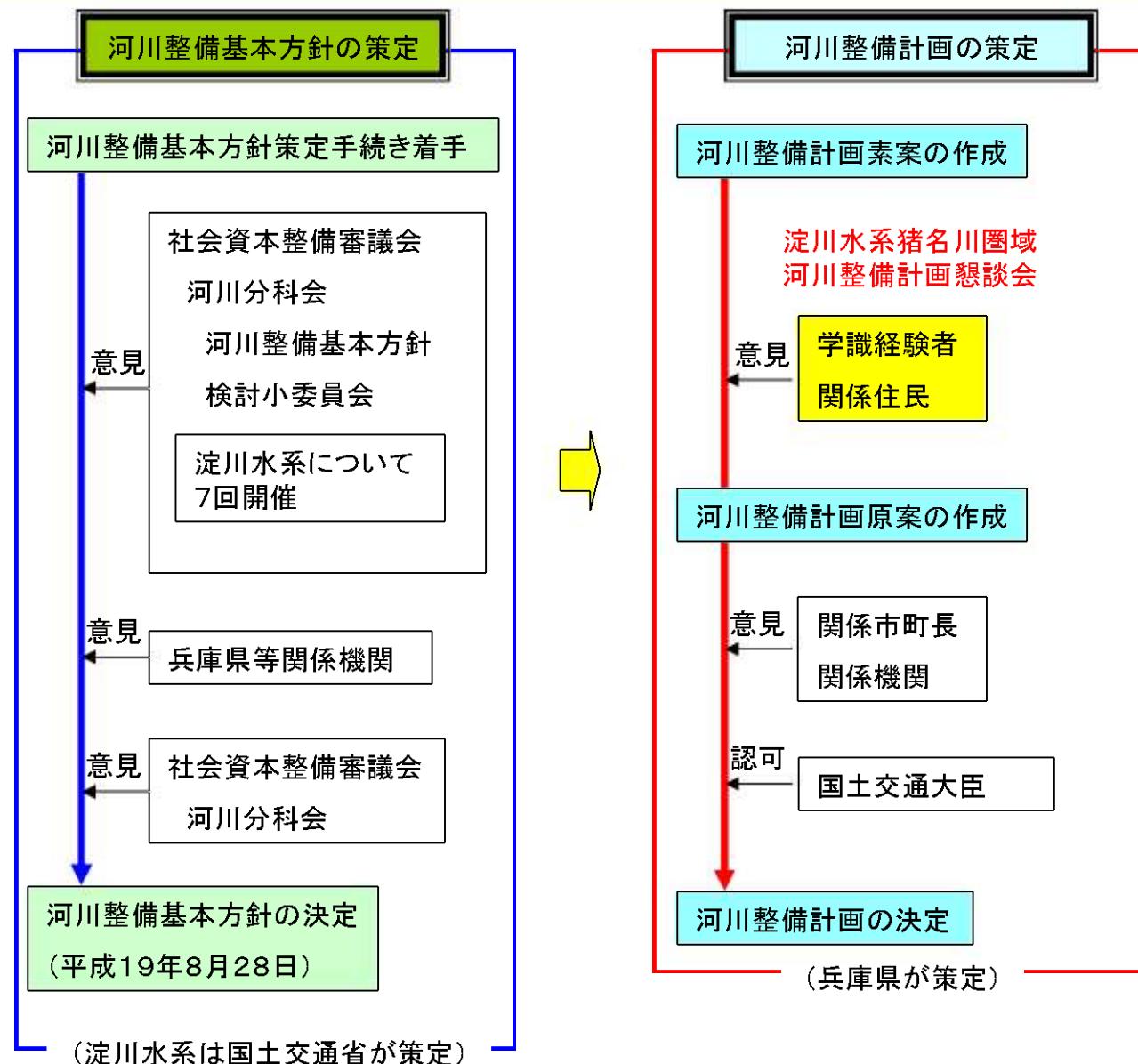
1. 従来の「治水」、「利水」に加えて「河川環境の整備と保全」が法の目的に追加されました。
2. 河川整備の基本となる計画として、従来の「工事実施基本計画」に代わり、「河川整備基本方針」と「河川整備計画」を定めることとなりました。
3. 河川整備計画の策定にあたっては、関係住民や学識経験者の意見を反映する手続きが導入されました。



## 河川計画の流れ



## 河川整備基本方針・河川整備計画の策定フロー



# 猪名川圏域における河川整備計画

## 河川整備計画

(今後20~30 年の具体的・段階的な計画)

### 関係する法令

#### 河川法第16 条の2

河川管理者は、河川整備基本方針に沿って計画的に河川の整備を実施すべき

区間について、当該河川の整備に関する計画(以下「河川整備計画」という。)を定めておかなければならぬ。

2 河川整備計画は、河川整備基本方針に即し、かつ、公害防止計画が定められている地域に存する河川にあっては当該公害防止計画との調整を図って、政令で定めるところにより、当該河川の総合的な管理が確保できるように定められなければならない。この場合において、河川管理者は、降雨量、地形、地質その他の事情によりしばしば洪水による災害が発生している区域につき、災害の発生を防止し、又は災害を軽減するために必要な措置を講ずるように特に配慮しなければならない。

3 河川管理者は、河川整備計画の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、河川に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

4 河川管理者は、前項に規定する場合において必要があると認めるときは、公聴会の開催等関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

5 河川管理者は、河川整備計画を定めようとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、関係都道府県知事又は関係市町村長の意見を聴かなければならない。

6 河川管理者は、河川整備計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

7 第三項から前項までの規定は、河川整備計画の変更について準用する。

### 河川整備計画に係わる事項

#### ○ 河川整備の目標

- －河川整備計画の対象区間、対象期間
- －洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標
- －河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標
- －河川環境の整備と保全に関する目標

#### ○ 河川整備の実施に関する項目

- －河川工事の目的、種類及び施行の場所
- －当該工事による主要な河川管理施設の機能
- －河川の維持の目的、種類、施行の場所

## 淀川水系猪名川圏域河川整備計画懇談会スケジュール(案)

	開催時期	内 容
第1回	平成23年3月23日(水)	懇談会設立、概要説明
第2回	平成23年6月頃	現地視察、現状説明
第3回	平成23年8月頃	整備計画素案説明
第4回	平成23年10月頃	整備計画原案説明
第5回	平成23年12月頃	整備計画修正原案説明